

基準該当サービスに係る代理受領について

1 基本的考え方

要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）が、基準該当居宅サービス又は基準該当居宅介護支援（以下「基準該当サービス等」という。）の提供を受ける場合において、あらかじめ市町村と基準該当サービス等を行う事業者（以下「基準該当事業者等」という。）との間で代理受領の契約を行った上で、利用者からの委任を得ることにより、現物給付に準じた取扱いができることとし、その具体的な内容について以下のとおりとする。

2 代理受領の前提条件

- (1) 要介護等被保険者が利用する基準該当事業者等が市町村との間で代理受領について契約等に基づき合意していること。
ただし、基準該当事業者等が当該市町村内に数多くあるような場合は、市町村と事業者の間で個別に代理受領契約を結ぶよりは、規則等で代理受領の枠組みを定めた上で事業者に代理受領の申し出をさせる方式が望ましい。
(「〇〇市町村基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則（参考例）」を参照)
なお、個別に代理受領契約を結ぶ場合のその雰形については、後日お示しする予定であるが、代理受領契約の内容としては、事業者として守るべき事項、費用請求の方法、保険者による監査等の事項が考えられる。
- (2) 居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ているか、自ら居宅サービス計画を作成し、市町村に提出していること。
- (3) 居宅サービス計画作成時点で、保険料の滞納による支払方法の変更の処分を受けていないこと。
- (4) 要介護等被保険者が代理受領の委任をしていること。
- (5) なお、この場合、市町村は、代理受領契約を結んだ事業者名を、被保険者や居宅介護支援事業者に周知することが必要。（国保連に審査・支払を委託する場合は、国保連にも通知する）

3 事務の流れ

(1) 市町村において審査支払を行う場合

① 要介護等被保険者

- ア あらかじめ居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼し、その旨を市町村に届け出るか、自ら居宅サービス計画を作成し、市町村に届け出て、被保険者証にその旨の記載を受ける。
- イ サービスを利用する際は、被保険者証を提示し、基準該当事業者等のサービスを利用する。
- ウ 利用者負担分については、費用の1割を基準該当事業者等に支払う。
- エ 代理受領分支給申請書（代理受領に対する委任状）を基準該当事業者等に提出する。

② 市町村

- ア 要介護等被保険者より居宅サービス計画作成依頼届出書又は自己作成居宅サービス計画書の提出を受けた際、被保険者証にその旨を記載する。
(なお、代理受領契約を取り結んでいる事業者及びその事業所の名称、所在地、電話番号、サービス種類等の内容について、被保険者や居宅介護支援事業者等に周知しておく。)
- イ 自己作成居宅サービス計画については、給付管理票を作成し、国保連に送付する。
- ウ 居宅介護支援事業者から給付管理票を受け取る（自己作成分については市町村が作成済み）。
- エ 基準該当事業者等からの請求について審査・支払を行う。
- オ 紙付実績情報を国保連に提供する。

③ 居宅介護支援事業者

- ア 居宅サービス計画作成依頼を受け、計画を作成する。
- イ 計画に基づき、給付管理票を作成し、国保連と市町村に送付する。

④ 基準該当事業者等

- ア サービス提供の際には、要介護等被保険者から1割の利用者負担分を徴収し、領収証を発行する。
- イ 要介護等被保険者から代理受領分支給申請書を受け取る。
- ウ 保険給付の請求書を作成し、代理受領分支給申請書を添付して市町村に請求する。

(2) 国保連の共同処理で取り扱う場合

① 要介護等被保険者

(1) 一①と同様。

② 市町村

ア 要介護等被保険者より居宅サービス計画作成依頼届出書又は自己作成居宅サービス計画書の提出を受けた際、被保険者証にその旨を記載する。

(なお、代理受領を取り組んでいる事業者及びその事業所の名称、所在地、電話番号、サービス種類等の内容について、被保険者や居宅介護支援事業者等に周知しておき、国保連にも通知する。)

イ 自己作成居宅サービス計画については、給付管理票を作成し、国保連に送付する。

③ 居宅介護支援事業者

ア 居宅サービス計画作成依頼を受け、計画を作成する。

イ 計画に基づき、給付管理票を作成し、国保連に送付する。

④ 基準該当事業者等

ア サービス提供の際には、要介護等被保険者から1割の利用者負担分を徴収し、領収証を発行する。

イ 要介護等被保険者から代理受領分支給申請書を受け取る。

ウ 保険給付の請求書を作成し、代理受領分支給申請書を添付して国保連に請求する。

⑤ 国保連

ア 基準該当事業者等からの請求について審査・支払を行う。

